

VI 目標達成のための主な具体的取組

【基本方向と推進方針・具体的取組】

基本方向	推進方針・主な具体的取組						
1 学ぶ力、豊かな心 健やかな体を育む教育の推進	(1) 主体的な学びを促し、確かな学力の向上を目指した学習指導の充実 <table border="1"> <tr> <td>取組 1</td> <td>小規模校の特色を生かした五木型教育の追究・発展</td> </tr> <tr> <td>取組 2</td> <td>I C T教育・英語教育・読書活動の推進</td> </tr> <tr> <td>取組 3</td> <td>発達段階に応じたキャリア教育の推進</td> </tr> </table>	取組 1	小規模校の特色を生かした五木型教育の追究・発展	取組 2	I C T教育・英語教育・読書活動の推進	取組 3	発達段階に応じたキャリア教育の推進
	取組 1	小規模校の特色を生かした五木型教育の追究・発展					
	取組 2	I C T教育・英語教育・読書活動の推進					
	取組 3	発達段階に応じたキャリア教育の推進					
	(2) 命を大切にする心を持ち、「知・徳・体」の調和の取れた児童生徒の育成 <table border="1"> <tr> <td>取組 4</td> <td>体力の向上、食育および健康教育の推進</td> </tr> <tr> <td>取組 5</td> <td>豊かな人間性を育む道德教育の充実及びいじめのない学校づくり</td> </tr> <tr> <td>取組 6</td> <td>特別支援教育体制の充実および推進</td> </tr> </table>	取組 4	体力の向上、食育および健康教育の推進	取組 5	豊かな人間性を育む道德教育の充実及びいじめのない学校づくり	取組 6	特別支援教育体制の充実および推進
	取組 4	体力の向上、食育および健康教育の推進					
取組 5	豊かな人間性を育む道德教育の充実及びいじめのない学校づくり						
取組 6	特別支援教育体制の充実および推進						
2 教育環境の整備 および関係機関等の連携の強化	(1) 保・小・中・高連携による教育の継続・発展、小中一貫教育の実施 <table border="1"> <tr> <td>取組 7</td> <td>学校教育設備および教育環境の充実</td> </tr> <tr> <td>取組 8</td> <td>小中教職員の交流による指導の継続と専門的指導の充実</td> </tr> <tr> <td>取組 9</td> <td>五木村小中合同研修会の充実と合同行事の実施</td> </tr> </table>	取組 7	学校教育設備および教育環境の充実	取組 8	小中教職員の交流による指導の継続と専門的指導の充実	取組 9	五木村小中合同研修会の充実と合同行事の実施
	取組 7	学校教育設備および教育環境の充実					
	取組 8	小中教職員の交流による指導の継続と専門的指導の充実					
	取組 9	五木村小中合同研修会の充実と合同行事の実施					
	(2) 地域に開かれた学校と家庭・地域の連携強化 <table border="1"> <tr> <td>取組 10</td> <td>五木校区学校地域づくり協議会の活用・活性化</td> </tr> <tr> <td>取組 11</td> <td>体験活動や地域素材を生かしたこども教室の充実</td> </tr> </table>	取組 10	五木校区学校地域づくり協議会の活用・活性化	取組 11	体験活動や地域素材を生かしたこども教室の充実		
	取組 10	五木校区学校地域づくり協議会の活用・活性化					
取組 11	体験活動や地域素材を生かしたこども教室の充実						
(3) 家庭教育への支援および家庭教育力の向上 <table border="1"> <tr> <td>取組 12</td> <td>P T A活動を通じた家庭教育支援の充実</td> </tr> <tr> <td>取組 13</td> <td>保護者同志の交流環境や親の学びの充実</td> </tr> </table>	取組 12	P T A活動を通じた家庭教育支援の充実	取組 13	保護者同志の交流環境や親の学びの充実			
取組 12	P T A活動を通じた家庭教育支援の充実						
取組 13	保護者同志の交流環境や親の学びの充実						
3 地域の伝統文化 や文化遺産等の活用	(1) 地域行事・伝統文化継承の推進 <table border="1"> <tr> <td>取組 14</td> <td>地域行事等への積極的参加促進</td> </tr> <tr> <td>取組 15</td> <td>体験活動を通じた伝統文化の継承</td> </tr> </table>	取組 14	地域行事等への積極的参加促進	取組 15	体験活動を通じた伝統文化の継承		
	取組 14	地域行事等への積極的参加促進					
	取組 15	体験活動を通じた伝統文化の継承					
	(2) 文化財・文化遺産の活用 <table border="1"> <tr> <td>取組 16</td> <td>学校教育における文化財等の活用促進と郷土愛の育成</td> </tr> <tr> <td>取組 17</td> <td>文化財等の保存・活用とその継承</td> </tr> <tr> <td>取組 18</td> <td>五木村歴史文化交流館の充実</td> </tr> </table>	取組 16	学校教育における文化財等の活用促進と郷土愛の育成	取組 17	文化財等の保存・活用とその継承	取組 18	五木村歴史文化交流館の充実
	取組 16	学校教育における文化財等の活用促進と郷土愛の育成					
取組 17	文化財等の保存・活用とその継承						
取組 18	五木村歴史文化交流館の充実						
4 豊かな生き方を 築く生涯学習・生涯 スポーツの推進	(1) 多彩な生涯学習・スポーツ環境の整備・向上 <table border="1"> <tr> <td>取組 19</td> <td>生涯学習・生涯スポーツ・レクレーション機会の提供と成果の活用</td> </tr> <tr> <td>取組 20</td> <td>村内各種団体への支援・連携の強化</td> </tr> </table>	取組 19	生涯学習・生涯スポーツ・レクレーション機会の提供と成果の活用	取組 20	村内各種団体への支援・連携の強化		
	取組 19	生涯学習・生涯スポーツ・レクレーション機会の提供と成果の活用					
	取組 20	村内各種団体への支援・連携の強化					
(2) 人権教育・青少年育成等の推進 <table border="1"> <tr> <td>取組 21</td> <td>各協議会等の活性化</td> </tr> </table>	取組 21	各協議会等の活性化					
取組 21	各協議会等の活性化						

1 基本方向1 学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進

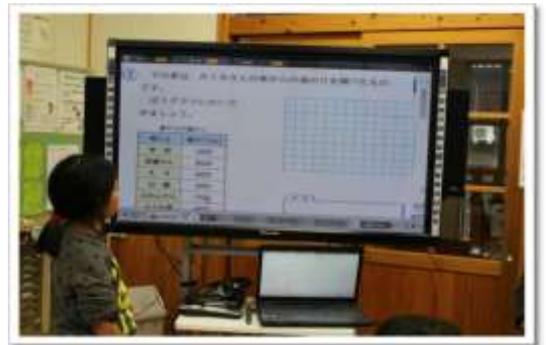
(1) 主体的な学びを促し、確かな学力の向上を目指した学習指導の充実

変化の激しいこれからの社会を生き抜く子どもたちに「生きる力」を育む必要があります。「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の3つの要素から成り立つのが「生きる力」といわれます。「確かな学力」とは、知識・技能はもちろん、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力まで含めたものです。

本村の学校は、小規模校であり、一人一人に寄り添った教育が可能な環境にあり、これまでも、そのメリットを生かした教育の在り方を追究してきています。今後も、これまでの研究をさらに深化させ、学習指導の充実を図っていきます。

ア 取組1 小規模校の特色を生かし五木型教育の追究・発展 評価 小一5 中一5

- ・校内研修を充実させ、教職員一人一人の指導力（授業力）の向上を図り、授業改善に生かします。特にアクティブラーニング（主体的・対話的で深い学び）・コミュニケーション能力育成を図ります。
- ・児童生徒一人一人の学力検査、学力調査等の結果を分析し、個に応じた指導の充実を図ります。



電子黒板での授業

全国学力調査の結果は元年度から3年度まで全国平均をすべての項目で上回っており、学力の向上は見られている。少人数の特色を生かしてグループでの意見交換や発表など主体的な態度にも良い傾向がみられている。

教師の授業力向上で1人1回の研究授業の実施と児童生徒一人一人の課題を共有している。

【今後、さらに複式学級でのよりレベルの高い、指導力向上、主体的でわかる授業の展開が望まれる】

イ 取組2 ICT教育・英語教育・読書活動の推進 評価 小一5 中一5

- ・電子黒板やタブレット型端末等を活用した分かりやすい授業づくりを推進します。
- ・小学校英語教育教科化に伴い英語に慣れ親しむ環境および機会づくりを積極的に行います。
- ・読書環境を整備し、児童生徒の読書意欲を高めます。

一人1台のタブレット端末は整備された。活用についてもすべての教科学習、複式指導での活用とその効果は上がっている。プログラミング教育も取り組みを進めている。小中ともに教育情報化優良校の認定。英語教育については村専属のALT雇用により、活用の幅が広がり、効果が表れてきている。英語検定についても中3での3級レベル60%、小5・6についても英検ジュニアに取り組んだ。読書については小中で読み聞かせを継続、図書の貸し出しは中学生が今一歩、小学生は高い読書率。

【今後、さらに効果的なICTの活用、プログラミング教育の活用検討、オンラインや遠隔授業など休校などに対応した活用が望まれる。英語教育については村英語教育推進プランによる中学卒業までを見越した計画的・連続した指導により、英語力の向上を目指す。読書活動は本は「知識の宝庫」さらなる図書室利用の促進を図る】

ウ 取組3 発達段階に応じたキャリア教育の推進 評価 小一5 中一4

- ・発達段階における体系的なキャリア教育プログラムの作成します。
- ・学校教育活動全体を通じた生活体験、社会体験活動を推進します。
- ・職業講話、職場体験学習の充実を図ります。

保育園から中学校までの段階的なキャリア教育プログラムは未作成。総合的な学習時間に「ふるさと学習」「職場体験学習」「福祉体験学習」「農業体験学習」「栽培活動」等を通してキャリアの基礎となる豊かな心とふるさとを大切にする心を育てている。また、中学校では租税教育、NIEの実践に取り組んだ。

【今後は、キャリア教育プログラムを保小中連携の中で作成をめざし、発達段階に応じたキャリア教育の推進を図る。】

(2) 命を大切にする心を持ち、「知・徳・体」の調和の取れた児童生徒の育成

前述の「生きる力」の残り2つの要素「豊かな人間性」「健康・体力」を担うのが、次の取組4・5・6です。

人間関係等の固定化がデメリットとしてあげられる小規模・へき地校にあって、様々な体験活動や異年齢交流等により、児童生徒の心の教育や健康・体力づくりを進めていきます。

ア 取組4 体力の向上、食育および健康教育の推進 評価 小一4 中一5



- ・児童生徒に食に関する知識や実践的な態度を身につけさせ、望ましい食習慣を形成し定着させます。
- ・防災計画に基づき、自らの生命を守る防災訓練等を計画し防災計画の充実を図ります。
- ・教育活動全体をとおして、運動習慣を育て、体力の向上を図ります。

小学校は業間に運動の時間を設定し落ち込んだ体力要素の運動を実践し令和元年度に体力向上優良校に選ばれた。中ではパワーアップトレーニングによる体力向上を目指し、大会等で効果が出ている。食育では栄養教諭による指導や地産地消の取り組みで食育の充実がでている。防災教育主任を中心に各種避難訓練や防災講和を実施しており、児童生徒・教職員の意識が向上している。

【今後、スクールバス登校による体力低下を防ぐ意味での全校体育や教科体育での体力向上を引き続き取り組む。地震や豪雨災害の教訓をこれからの防災教育に生かす。学校給食を中心とした五木ならでの食育推進をめざす。】

イ 取組5 豊かな人間性を育む道德教育の充実およびいじめのない学校づくり

評価 小一4 中一5

- ・道德教育の教科化にともない、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れ道德性の向上を図ります。
- ・思考・判断・表現の場面を充実させた「考え、議論する」道德科への転換を図ります。
- ・いじめや不登校の防止のための教育相談体制の充実を図り、ケース会議や教育相談の計画的実施を図ります。

道德の授業に関し、「考え、議論する」授業の展開が進んだ。「熊本の心」、熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」を活用した授業展開が図られ、郷土学習を取り入れた関連学習も進んだ。また、人権集会、人権学習などを通じたいじめや差別を許さない態度の育成を図った。心アン

ケートを実施し未然防止に努めた。小中ともいじめや不登校は起きていない。

【今後は、少人数での道徳学習は主体的、表現的な学習の展開を図りながら、効果的な指導法の確立を目指す。いじめ、不登校ゼロをめざし引き続き取り組んでいく】

ウ 取組6 特別支援教育体制の充実および推進 評価 小一4 中一4

- ・適正な就学指導を推進するため、就学指導委員会の充実を図ります。
- ・通常学級や特別支援学級に在籍する配慮を要する児童生徒支援のため特別支援教育支援員を複数配置します。
- ・教職員の特別支援教育の専門性向上のため、研修等を実施し資質向上を図ります。

特別支援教育支援員3人配置により、支援が必要な児童への適切な支援に繋がっている。

五木村教育支援委員会（平成30年度に名称変更）での適切な支援についての協議や個々に応じた支援プログラムが充実してきた。支援員3名は担任との連携を図りながら、課題のある児童に適切な指導を行って教育効果が上がっている。特別支援教育の各種研修参加や球磨特別支援学校との教育相談など充実してきた。

【今後は、支援員3人体制を持続しつつ、児童一人一人に応じた支援プログラムを作成し学力や豊かな心の育成に繋げたい。学校では特別支援教育推進委員会の充実を図り、児童生徒の情報を共有するなど支援体制の更なる充実を望みたい】

2 基本方向2 教育環境の整備および関係機関等の連携の強化

(1) 保・小・中・高連携による教育の継続・発展、小中一貫教育の実施

本村は、五木中央保育所・五木東小学校・五木中学校・人吉高校五木分校が隣接しており、連携には適した環境にあるといえます。このメリットを生かして、幼児・児童生徒の交流、教職員の交流を図ることにより、幼児・児童生徒に多様な経験をさせ、併せて、教職員の児童生徒理解を深め、長期的展望に立った指導を進めていきます。

ア 取組7 学校教育設備および教育環境の充実 評価 小一5 中一5

- ・小中継続の教育の質の向上をめざして教材備品やICT機器等の一層の充実を図ります。

ICT教育機器に関しては他地域と比べても高い水準で整備されてきた。コロナ対策でも必要な備品や用具等も配置・整備され予防対策の強化につながっている。英検や漢検についても児童生徒の負担なしで受験でき資格取得の支援が充実している。

【今後は、ICT教育関連機器については教育効果向上のため更なる専門性の取得と活用が望まれる。また、今後数年で極端な児童生徒数の減少が見込まれるので、小中一貫教育のあり方にも方策が望まれる。】

イ 取組8 小中教職員の交流による指導の継続と専門的指導の充実

評価 小一3 中一4

- ・教職員の専門性や特性を活かした小中教職員交流による授業実践を行います。

コロナ禍による学校休校日が長く続きその間、授業を通じた小中合同研修ができなかった。中学校からの兼務辞令に伴う音楽・図工の指導は再開後はできた。

【今後は、五木村の児童生徒を小中で育てるという観点で、個々の情報や学力の状態を共有しながら継続性を持ちながら指導にあたっていく。「わかる授業」のさらなる実践を望みたい。】

ウ 取組 9 五木村小中合同研修会の充実と合同行事の実施 評価 小—3 中—5

- ・小中合同研修会の充実により、指導の継続化を図るとともに、教職員による児童生徒理解を深めます。
- ・学校行事等への招待や合同実施を積極的に行い、幼児・児童生徒に多様な経験を積ませます。

コロナの影響で数か月は研修や合同行事ができなかった。今年は合同運動会は午前中の日程で開催できた。今年の夏休み中に小中教職員合同で村内巡検会を開催できた。今年に入り徐々に合同授業や合同行事が以前のようにできるようになってきた。

【今後は、五木型教育の充実と向上を目指して、複式学級や少人数指導、個別指導の研究・研修をさらに進めてほしい。運動会など可能な行事等を保育所・高校との連携をできる範囲で進める。】

(2) 地域に開かれた学校と家庭・地域の連携強化

児童生徒の教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割分担を果たしつつ、相互に関連して行われることが重要です。特に学校は、積極的に家庭や地域社会の支援を受け地域の教育力を活用することが大切です。

そこで、次のような取組を通して、連携の強化を図るとともに、地域の教育資源を積極的に活用していきます。



のびのび子ども教室

ア 取組 10 五木校区学校地域づくり協議会の活用・活性化

評価 小—4 中—4 教—5

- ・開かれた学校づくりをめざして、学校・地域・家庭一体となった学校地域づくり協議会を中心に様々な活動を行い地域活性化につなげます。
- ・熊本県が推奨する「地域学校協働活動」の設立に努めます。

五木村地域学校協働本部を立ち上げ、「学校運営協議会」を中心に活動をするようになった。これまでの取り組みを含め、地域の教育力を生かすようになった。

【今後は、学校運営協議会の活動を強化し、具体的な活動をとおして地域の人や素材を活かした教育活動を展開したい。(職場体験・ふるさと学習・ゲストティーチャーなど)】



親子工作体験活動

イ 取組 11 体験活動や地域素材を生かしたこども教室の充実

評価 小—4 中—5 教—4

- ・のびのび子ども教室において、地域の素材や人材を活用した活動を積極的に取り入れ充実を図ります。
- ・天草市立天草小学校児童との相互交流を実施します。

コロナ禍の影響で一部内容を縮小したり変更した年もあった。五木村独自の事業でもあり、他町村にないすばらし事業である。児童は子ども教室で大きく成長している。天草市との交流は直接交流は2回実施したが、今年はリモートによる間接交流を予定している。

【今後は、放課後子ども教室の英語活動、夏休みののびのび子ども教室の継続を進め、その内容と児童の活動の充実をさらに強化していく。】

(3) 家庭教育への支援および家庭教育力の向上

教育基本法第10条^{※3}では、すべての教育の出発点である家庭教育の重要性に鑑み、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを規定しています。また、熊本県では、平成25年4月に「くまもと家庭教育支援条例」が施行されました。その第1条において、家庭教育を支援する目的として、

- ① 保護者が親として学び成長していくこと。
- ② 子どもが将来親になることについて学ぶことを促すこと。
- ③ 子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与すること。

をあげています。

子育ての基本は家庭であり、保護者は子どもの教育や子育てについて自らの責任と役割を認識し、学ぶことが必要です。しかしながら、本村においては、若者が職を求めて村外に出る傾向にあり、そのことは子育て世代の減少につながっています。それにより、PTA数の減少、親同士が子育てについて学ぶ機会が少ないなどの要因となっています。

そこで、家庭の実態に配慮しながら、子どもの教育について保護者に学ぶ機会を提供するなど、家庭教育への支援を通して家庭教育力を高めていきます。

ア 取組 12 PTA活動を通じた家庭教育支援の充実 評価 小—4 中—3 教—3

- ・「早寝、早起き、朝ごはん」運動やハッピーファミリーデー、「くまもと家庭教育10か条」の推進等、PTA活動を通して家庭教育力の向上を図ります。

「早寝早起き朝ごはん」の取り組み、ハッピーファミリーデーの実施と保小中が連携して取り組みを深めることができている。保護者からのアンケートをもとに改良を進めながら家庭教育の充実を図っている。保護者向け家庭教育講演会を毎年開催している。(昨年は未開催)

【今後は、コロナ後を見据え、学校、行政とも積極的な家庭支援が望まれる。】

イ 取組 13 親(になるため)(として)の学びの充実 評価 小—3 中—3 教—3

- ・PTAの会議・研修の場や、就学時健康診断時を利用して、「くまもと親の学びプログラム」等を活用した子育てについての学習会を推進します。
- ・子育て環境の充実のための支援予算の確保に努めます。

ここ数年、行政職員が親の学び養成講座研修に参加し、コーディネーターの資格を取った。就学時検診において親の学び講座を実施できた。PTAにおいてはコロナの影響で開催できなかった。支援予算については確保はしたが新たな予算は獲得できなかった。

【今後は、親を対象とした会合や研修会などで講座を計画的に開催したい。予算は関係する他課とも連携し確保に努めたい】

※3 教育基本法第10条

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

3 基本方向3 地域の伝統文化や文化遺産等の活用

(1) 地域行事・伝統文化継承の推進

村内には歴史を物語る数多くの文化財をはじめ太鼓踊り・棒踊りなどの伝統芸能の他、全国的に知られている「五木の子守唄」があり、村では、それを核に「自然が奏でる子守唄の里」として、観光・交流事業に力を入れています。

これらの地域行事や伝統文化を若い世代に伝え、継承していくことは、私たちの責務であり、そのことが、ひいては、郷土を理解し誇りをもつことにつながります。今後も、村の行事、地域の行事をはじめ、先人の思いを伝える伝統文化の継承に積極的に取り組んでいきます。

ア 取組 14 地域行事等への積極的参加促進 評価 小一4 中一4 教一3

- ・学校と地域の連携を通して、「子守唄祭り」「だんだんなーまつり」等の村の行事や各地域の行事等への児童生徒の積極的参加を推進します。

コロナ禍以前は積極的に児童生徒の地域行事等への参加がなされてきたが、最近は中止等が相次ぎ参加機会が失われ、進展はあまりなかった。

【今後は、各種行事の再開とともにコロナ禍以前と同様、各種まつりや福祉行事等に積極的な参加を促したい。】

イ 取組 15 体験活動を通じた伝統文化の継承 評価 小一5 中一5 教一4

- ・村内に残る伝統文化を体験的に学ぶ機会を設け、後継者育成に積極的に取り組みます。

小学校では高野の棒踊りの継承、中学校では「五木の子守唄」「五木の木挽き唄」の継承、五木の焼畑学習の取り組みを行った。

【今後は、現在学習している取り組みを継続するとともに、五木の文化・歴史に関わる機会をさらに広げ、ふるさとを愛する心をさらに育みたい。】

(2) 文化財・文化遺産の活用

本村の歴史は古く、今から1万2000年以上前の旧石器時代の石器が見つかっています。さらに、縄文時代早期からの遺跡も見つかっており、縄文時代の人々が、この地で連綿と生活していたことがうかがえます。そのような古くからの歴史の中で、多くの文化遺産が継承されてきています。

これらの文化遺産は、活用することによって生きて働きます。学校教育の場を中心として、積極的にこれらの文化遺産を学ぶ機会を設けることを通して、郷土愛を育み、文化遺産を後世に受け継いでいこうとする心を育てます。

ア 取組 16 学校教育における文化遺産等と活用促進と郷土愛の育成

評価 中一5 教一5



地域学習や歴史学習、教科外の学習活動の中に、教材として五木の文化遺産を位置づけ、計画的な活用を推進し、6年間（9年間）を見通した郷土愛の育成を図ります。歴史文化交流館と連携した焼畑文化の学習、縄文土器の作成など郷土愛に結び付く、大きな進展があった。

【今後は、さらに地域素材を生かしたふるさと学習として、学びを通して郷土愛を育てたい。】

イ 取組 17 文化財等の保存・活用とその継承

評価

中—5 教—3

- ・今まで調査・保存・継承されてきた文化財等を学習などに取り入れ、活用し、五木の歴史や文化を後世に継承していく気運の醸成に努めます。

中学校ではふるさと学習の活動の中で何回となく交流館の展示や学芸員の説明を受け、村の歴史や産業に触れることができた。地域の焼畑文化を再現し、企画展を参観するなど地域の文化財や保存に進展があった。



五木村歴史文化交流館展示室

【今後も、様々な展示や企画等を通して、児童生徒のふるさと学習の題材を提供していく】

ウ 取組 18 五木村歴史文化交流館の充実

評価

中—5 教—4

- ・五木村文化財の保存・公開活動に努めます。
- ・各種展示の工夫・充実、特別展示の企画を充実し入館者数の増加に努めます。

中学校の総合的な学習の時間、社会科歴史学習、理科の授業で大変役立った。副館長の講話もお願いした。今後も活用幅を広げたい。また、企画展を通して様々な民具や文化財を展示することができた。コロナ禍の影響で入館者増にはつながらなかったが、国立民族学博物館と共同で行った佐々木高明展では多くの来館者があった。

【今後は、館の存在価値を高めるために興味関心の高い展示や企画を行い、更なる入館者増を図りたい。また、文化財保存のために館の持つ、機能を高いレベルで活用していく。】

4 基本方向 4 豊かな生き方を築く生涯学習・生涯スポーツの推進^{※4}

(1) 多彩な生涯学習・スポーツ環境の整備・向上

教育基本法第3条^{※5}では、科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や自由時間の増大などにもなって重要となっている「生涯学習の理念」について規定されています。

急激に変化する社会に対応するため、幅広い年齢の人々に学ぶことへの意欲が高まっています。地域住民が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築が求められています。

その実現に向けて、生涯スポーツ・レクレーションを含め様々な分野で主体的に学習に取り組めるよう、その推進体制の充実に努めます。

ア 取組 18 生涯学習・生涯スポーツ・レクレーション機会の提供と成果の活用

評価

教—3

- ・学校施設及び社会教育・体育施設の利用促進を図るとともに、重点施策を設定した社会教育・社会体育の事業推進に努めます。
- ・住民のニーズに対応した生涯学習講座やレクレーション教室の充実に努めます。
- ・五木村歴史文化交流館図書室と小・中学校図書室との連携を進めるとともに、地域住民の



新春駅伝大会

ニーズに対応した図書整備に努めます。

小学校の部活動は社会体育に移行し、現在3年目を迎えている。コロナウィルス感染防止のため施設の閉鎖や人員の移動制限のためスポーツ活動に大きな進展はなかった。生涯学習はコロナ禍の影響はあったができる範囲で学級や講座を開催した。図書室は新刊の導入に努め一定の貸し出しがあった。長期休業中や放課後に小学生の貸し出しが多くなった。

【今後は、例年開催しているスポーツ行事・生涯学習講座・高齢者学級・交流イベントなどを地域の住民のニーズにあわせた企画を展開したい。小中学校の読書活動や地域住民の読書活動推進のため啓発を継続する。】

イ 取組 19 村内各種団体への支援・連携の強化 評価 教一3

- ・各種社会教育団体等との支援・連携を強化し、各団体の活動の活性化を図り、地域住民の学習意欲の維持向上を目指します。

コロナ禍の影響で村内の各種社会教育団体の活動が制限され、現状維持の状態であった。学習意欲の維持向上まではできなかった。

【今後は、コロナ後を見据え以前のように支援・連携を強化していく。制限が続いた場合にはオンライン等を活用しながら育成・意欲の向上に努めたい。】

(2) 人権教育・青少年育成等の推進

生涯学習の基盤を整備することは、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加・青少年の健全育成など、社会全体にとっても有意義なものです。

そこで、人権教育や子ども教室等の充実を通して、生涯学習基盤のさらなる整備を図っていきます。

ア 取組 20 各協議会等の活性化 評価 教一3

- ・人権教育推進協議会や青少年育成会議等の活性化を図り、男女共同参画社会^{※6}の実現を目指します。
- ・子ども教室等の充実を通して、児童の健全育成を推進するとともに、生涯学習成果の活用を図ります。

コロナ禍の影響で人権に関する様々な研修や大会が中止になり、関係者の参加が制限され、意識の向上や実践ができなかった。青少年の健全育成では各種団体との協力で活動が維持されている。子ども教室も内容や日程・時間を変更しながら開催できた。

【今後は、これまでの人権課題に加え、新たな人権課題であるインターネットやSNS等を通じた問題にも取り組み、啓発を行っていく。】

※4 生涯学習 人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくこと。我が国においては、「人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習」（昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」より）という定義が一般的である。

生涯学習審議会が平成4年7月に下記の3点を提示しています。

- 1 生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的な意志に基づいておこなうことを基本とするものであること。
- 2 生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を選びながら生涯を通じておこなうものであること
- 3 生涯学習は、学校や社会の中で意図的・継続的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること

※5 教育基本法第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

※6 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。（男女共同参画社会基本法第2条）